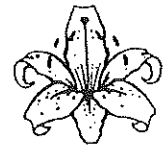


神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成27年12月28日(月曜日)

号外第87号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ		
〇条例			
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例(総務・人事課)	8	神奈川県ふく取扱い及び販売条例の一部を改正する条例(保健福祉・食品衛生課)	23
消費生活センターの組織及び運営等に関する条例(県民・消費生活課)	9	神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例(県土整備・用地課)	24
神奈川県立のビジターセンター条例(環境農政・自然環境保全課)	9	神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例(県土整備・都市公園課)	26
事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(政策・市町村課)	11	神奈川県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(県土整備・道路管理課)	26
住民基本台帳法施行条例及び特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(政策・市町村課)	13	神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例(県土整備・流域海岸企画課)	29
神奈川県局設置条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	13	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例(県土整備・砂防海岸課)	30
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	14	神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例(県土整備・砂防海岸課)	32
収入証紙に関する条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	15	神奈川県砂防指定地の管理に関する条例の一部を改正する条例(県土整備・砂防海岸課)	33
神奈川県手数料条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	16	神奈川県奨学金貸付条例の一部を改正する条例(教委・財務課)	33
神奈川県県税条例の一部を改正する条例(総務・税制企画課)	16	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(警察・生活安全総務課)	34
行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例(総務・財産経営課)	19	神奈川県立札掛森の家条例を廃止する条例(環境農政・森林再生課)	36
神奈川県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例(安全防災・消防課)	20	神奈川県立大野山乳牛育成牧場条例を廃止する条例(環境農政・畜産課)	36
婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(県民・人権男女共同参画課)	21	神奈川県病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例(保健福祉・県立病院課)	37
地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例(県民・NPO協働推進課)	21	〇規則	
神奈川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例(県民・青少年課)	21	事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則(政策・市町村課)	37
神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例(環境農政・水産課)	21	住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則(政策・市町村課)	37
神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部を改正する条例(保健福祉・がん対策課)	22	神奈川県立札掛森の家条例施行規則を廃止する規則(環境農政・森林再生課)	37
介護保険法施行条例の一部を改正する条例(保健福祉・地域福祉課)	22	神奈川県立大野山乳牛育成牧場条例施行規則を廃止する規則(環境農政・畜産課)	38
		〇公安委員会規則	
		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則(警察・生活安全総務課)	38

本号で公布された条例のあらまし

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例
 - 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、スポーツ(学校における体育を除く。)に係る教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとした。
 - この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
 - この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。
 - 次の条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

ア 神奈川県立相模湖漕艇場条例

(1) 行政財産の使用に係る使用料の額の一部を改定することとした。(別表関係)

(2) この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

(3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

12 神奈川県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例

(1) 地方自治法の規定に基づき清川村がその消防の事務を厚木市に委託することにより、知事が行う清川村の区域に係る危険物製造所の設置の許可等を厚木市長が行うこととなることに伴い、当該許可等に係る手数料を廃止するとともに所要の改正を行うこととした。(別表関係)

(2) この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

13 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(1) 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、婦人保護施設の施設長の資格要件のうち、年齢要件を削除することとした。(第5条関係)

(2) この条例は、平成28年1月1日から施行することとした。

14 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

(1) 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として2法人を定めるとともに、当該法人に係る神奈川県県税条例第10条第2項の期間を定めることとした。(別表関係)

(2) 特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地の変更に伴い、所要の改正を行うこととした。(別表関係)

(3) この条例は、公布の日から施行することとした。

15 神奈川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)の一部改正に伴い、次のとおり所要の改正を行うこととした。

ア 風営法の引用規定を整備することとした。(第19条、第27条関係)

イ 青少年への勧誘行為が禁止されている営業にキャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食させる営業を加えることとした。(第33条関係)

ウ 図書類又は玩具類に係る自動販売機等の設置の届出について、特例措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

(2) この条例は、平成28年6月23日から施行することとした。

16 神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例

(1) 漁港施設等の占用に係る占用料の額の一部を改定することとした。(別表第2、別表第3関係)

(2) この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

(3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

17 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例における「喫煙」の用語の意義について規定の整備を行うこととした。(第2条関係)

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、特例第2種施設に特定遊興飲食店営業の用に供する施設を加えるとともに、同法の引用規定を整備することとした。(第21条関係)

(3) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、(2)については、平成28年6月23日から施行することとした。

18 介護保険法施行条例の一部を改正する条例

(1) 介護支援専門員実務研修手数料、介護支援専門員再研修手数料及び介護支援専門員更新研修手数料の額を改定するとともに、規定の整備を行うこととした。(別表関係)

(2) 主任介護支援専門員研修手数料及び主任介護支援専門員更新研修手数料の徴収について定めることとした。(別表関係)

(3) この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。ただし、(1)のうち介護支援専門員の業務の従事経験を有する者に対する更新研修に関する介護支援専門員更新研修手数料に係る部分を除いた部分については、同年10月1日から施行することとした。

(4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

19 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例における「ふぐの処理」の用語の意義を定めるとともに、規定の整備を行うこととした。(第2条、第12条関係)

(2) ふぐ加工製品の販売に係る届出事項から販売しようとするふぐ加工製品を調理し、又は加工した者に係る事項を削除するとともに、規定の整備を行うこととした。(第14条、第16条、第23条、第24条関係)

- (3) ふぐ加工製品に係る届出を行わなければならない者として業としてふぐ加工製品を食品として販売の用に供するために調理し、加工し、又は貯蔵しようとする者を加えるとともに、当該届出をして業としてふぐ加工製品の取扱い等をする者の名称をふぐ加工製品取扱者とする等規定の整備を行うこととした。(第2条、第14条、第15条、第17条、第18条、第20条、第21条、第22条の2、第23条関係)
- (4) ふぐ包丁師がふぐ包丁師免許証を携帯していなければならない場合を、ふぐの取扱いをするときとすることとした。(第18条関係)
- (5) 営業者及びふぐ加工製品取扱者は、ふぐ加工製品の取扱い等をしようとするものについて、当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐが調理され、又は加工された施設等を経営する営業者等の氏名等の記録を保存しなければならないこととした。(第18条関係)
- (6) 知事が行政処分をできる場合に、ふぐ加工製品取扱者が当該職員の指示を受けたにもかかわらず(5)に違反したときを追加することとした。(第23条関係)
- (7) その他規定の整備を行うこととした。(第2条～第4条、第8条、第10条～第12条関係)
- (8) この条例は、平成28年8月1日から施行することとした。ただし、10については、同年6月1日から施行することとした。
- (9) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。
- (10) この条例の施行に関し必要な準備行為を定めることとした。
- 20 神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例
- (1) 国土交通省所管の法定外公共用財産の使用に係る使用料(以下「使用料」という。)の額が100円に満たないときは、その額を100円とすることとした。(第2条関係)
- (2) 使用料の額の一部を改定することとした。(別表関係)
- (3) この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- 21 神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例
- (1) 公園施設の設置、管理等の許可に係る使用料の額が100円に満たないときは、その額を100円とすることとした。(第24条関係)
- (2) 都市公園の占用の許可に係る使用料の額を改定することとした。(別表第2関係)
- (3) この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- (4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。
- 22 神奈川県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- (1) 道路の占用に係る占用料の額を改定することとした。(別表関係)
- (2) この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。
- 23 神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- (1) 流水占用料の額、土地占用料又は廃川敷地使用料の額及び土石等採取料の額が100円に満たないときは、その額を100円とすることとした。(第2条関係)
- (2) 土地占用料又は廃川敷地使用料の額を改定することとした。(別表第2関係)
- (3) その他規定の整備を行うこととした。(第2条、別表第1関係)
- (4) この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- 24 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
- (1) 利用料、使用料及び占用料等の額が100円に満たないときは、その額を100円とすることとした。(第11条関係)
- (2) 専用利用料及び占用料の額を改定することとした。(別表第1、別表第2関係)
- (3) この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- 25 神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- (1) 占用料及び土石採取料の額が100円に満たないときは、その額を100円とすることとした。(第2条関係)
- (2) 占用料の額を改定することとした。(別表関係)
- (3) この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- 26 神奈川県砂防指定地の管理に関する条例の一部を改正する条例
- (1) 砂防設備占用料の額について、三浦市又は足柄下郡真鶴町の区域に存する砂防設備にあつては、神奈川県流水占用料等徴収条例別表第2備考1に規定する第二級地に存するものとして計算することとした。(第17条関係)
- (2) この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

かわらず、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に申込書を受理しているものに係る介護支援専門員更新研修手数料(介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員の業務の従事経験を有する者に対する更新研修に係るものに限る。)については、改正後の別表9の項(2)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に申込書を受理しているものに係る主任介護支援専門員研修手数料については、改正後の別表24の項の規定は、適用しない。

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第102号

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する
条例

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例(昭和34年神奈川県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) ふぐの処理 食用に供する目的で、ふぐの肝臓その他の健康を損なうおそれがある部位(第18条第1項第1号において「有毒部位」という。)を完全に除去し、又は塩蔵その他の処理をすることにより人の健康を損なわないようにすることをいう。

(2) ふぐ加工製品 ふぐの処理がされたものを調理し、又は加工したものであつて、容器包装(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第5項に規定する容器包装をいう。第17条第2号において同じ。)に入れたものをいう。

第2条第3号中「取扱い」を「ふぐの取扱い(ふぐ(ふぐ加工製品を除く。以下同じ。)を食品(食品衛生法第4条第1項に規定する食品をいう。以下同じ。)として販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。)の用に供するために調理し、加工し、若しくは貯蔵し、又はふぐの処理をすることをいう。以下同じ。)」に改め、同条第4号中「取扱い又はふぐの販売を行う」を「ふぐの取扱い等(ふぐの取扱い又は食品としてふぐを販売する(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。)ことをいう。以下同じ。)をする」に改め、同条ただし書中「ふぐ包丁師」を「その他業としてふぐの取扱い等を行うことができる」と他の都道府県の知事若しくは地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条に規定する市若しくは特別区の長(以下この号及び第17条第1号において「他の都道府県知事等」という。)が認めた施設において当該ふぐの取扱い等を行うことができると他の都道府県知事等が認めた者(第12条において「営業者等」という。)、ふぐ包丁師その他ふぐの処理をすることができる」と他の都道府県知事等が認めた者(以下「ふぐ包丁師等」という。))に改め、「ふぐ卸売業者」の次に「(食品衛生法第52条第1項の規定による営業(食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第15号に規定する魚介類競り売り営業に限る。))の許可を受けて、ふぐの

貯蔵又は販売をする者をいう。第12条において同じ。))を加え、同条第6号中「ふぐ加工製品販売者」を「ふぐ加工製品取扱者」に、「ふぐ加工製品を販売する」を「ふぐ加工製品の取扱い等(ふぐ加工製品(規則で定めるふぐ加工製品を除く。以下同じ。)を食品として販売し、又は販売の用に供するために調理し、加工し、若しくは貯蔵することをいう。以下同じ。)をする」に改める。

第3条第1項及び第4条第2号中「取扱い」を「ふぐの取扱い」に改める。

第8条中「場所」を「施設の所在地」に改める。

第10条中「取扱い」を「ふぐの取扱い」に改める。

第11条の前の見出し中「ふぐ包丁師等の」を「ふぐの取扱い等に係る」に改め、同条中「営業の場所」を「営業の施設(以下「認証施設」という。))」に、「取扱い」を「ふぐの取扱い」に改める。

第12条中「営業者又は」を「営業者及び」に改め、「販売し、」の次に「又は販売の用に供するために」を加え、「陳列し、又は授与する」を「若しくは陳列する」に、「有毒部位を除去し」を「ふぐの処理をし」に改め、同条ただし書中「営業者、ふぐ包丁師及び」を「営業者等、ふぐ包丁師等又は」に、「の間における販売又は授与」を「に對して行う販売」に改める。

第14条の見出しを「(ふぐ加工製品の取扱い等の届出)」に改め、同条中「ふぐ加工製品を販売しよう」を「ふぐ加工製品の取扱い等をしよう」に改め、同条ただし書中「規則で定めるものを販売する」を「営業者が認証施設においてふぐ加工製品の取扱い等をする」に改め、同条第1号中「販売しようとするふぐ加工製品を調理し、又は加工した者の」を削り、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) ふぐ加工製品の取扱い等をしようとする施設の名称及び所在地

(3) ふぐ加工製品の取扱い等のうち、行おうとするもの

第15条中「ふぐ加工製品販売届出済書」を「ふぐ加工製品取扱等届出済書」に改める。

第16条第1項ただし書を削り、同条第2項中「前項の届出のうち、」を削る。

第17条の見出しを「(ふぐ加工製品の取扱い等に係る禁止事項)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

営業者及びふぐ加工製品取扱者は、次に掲げるものについて、ふぐ加工製品の取扱い等をしてはならない。ただし、ふぐ包丁師がふぐ加工製品を調理し、又は加工する場合は、この限りでない。

第17条第1号中「ふぐ包丁師その他有毒部位を確実に除去できる者が、定められた場所において」を「ふぐ包丁師等が認証施設その他業としてふぐの取扱い等を行うことができる」と他の都道府県知事等が認めた施設(次条第4項において「認証施設等」という。)においてふぐ加工製品の原材料であるふぐを」に改め、同条第2号中「小売り」を「小売」に、「当該容器包装」を「当該包装」に改める。

第18条の見出しを「(遵守事項)」に改め、同条第1項第1号中「かぎ」を「鍵」に、「処理する」を「処分する」に改め、同項第2号中「取扱い」を「ふぐの取扱い」に改め、「器具」の次に「(食品衛生法第4条第4項に規定する器具をいう。))」を加え、同条第2

項中「又はふぐ加工製品販売者」を「及びふぐ加工製品取扱者」に改め、同条第 3 項中「免許証を常に」を「ふぐの取扱いをするときは、免許証を」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 営業者及びふぐ加工製品取扱者は、規則で定めるところにより、ふぐ加工製品の取扱い等をしようとするものについて次に掲げる事項に関する記録を保存しなければならない。ただし、ふぐ包丁師が認証施設においてふぐ加工製品を調理し、又は加工する場合は、この限りでない。

- (1) 当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐが調理され、又は加工された認証施設等を営業者等の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐが調理され、又は加工された認証施設等の名称及び所在地
- (3) ふぐ包丁師等が認証施設等において当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐを調理し、又は加工したものである旨
- (4) その他規則で定める事項

第 20 条第 2 項中「ふぐ加工製品販売者」を「ふぐ加工製品取扱者」に改める。

第 21 条第 1 項中「ふぐ加工製品販売者」を「ふぐ加工製品取扱者」に、「営業若しくは販売」を「認証施設、ふぐ加工製品の取扱い等をする施設その他」に、「取扱い若しくは販売」を「ふぐの取扱い等若しくはふぐ加工製品の取扱い等」に改める。

第 22 条の 2 の見出し中「営業者等」を「営業者又はふぐ加工製品取扱者」に改め、同条中「ふぐ加工製品販売者」を「ふぐ加工製品取扱者」に改める。

第 23 条第 1 項中「食品衛生」の次に「(食品衛生法第 4 条第 6 項に規定する食品衛生をいう。次項において同じ。)」を加え、同項第 1 号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同項第 3 号中「又は第 13 条」を「、第 13 条又は第 17 条」に改め、同項第 5 号を削り、同条第 2 項中「ふぐ加工製品販売者」を「ふぐ加工製品取扱者」に、「販売の」を「業務の」に改め、同項第 1 号中「第 16 条第 1 項ただし書、」及び「又は第 18 条第 2 項」を削り、同項第 2 号を次のように改める。

- (2) 当該職員の手指示を受けたにもかかわらず、第 18 条第 2 項又は第 4 項の規定に違反したとき。

第 24 条第 2 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。ただし、附則第 6 項から第 9 項までの規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例(以下「新条例」という。)第 17 条及び第 18 条第 4 項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にふぐ加工製品の取扱い等を開始するふぐ加工製品について適用する。

3 施行日前に改正前の神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例(以下「旧条例」という。)第 14 条の規定によりされた届出は施行日において新条例第 14 条の規定によりされた届出と、この条例の施行の際現に旧条例第 15 条の規定により交付されているふぐ加工

製品販売届出済書は新条例第 15 条の規定により交付されたふぐ加工製品取扱等届出済書とみなす。この場合において、新条例第 14 条第 3 号の規定の適用については、ふぐ加工製品を販売する旨を届け出たものとする。

4 旧条例第 14 条の規定による届出をした者であつて、施行日以後にふぐ加工製品の調理、加工又は貯蔵のいずれかを新たにしようとするものに係る新条例第 16 条の規定の適用については、同条第 1 項中「あつたときは、変更後 7 日以内に」とあるのは「あるときは、当該変更に係るふぐ加工製品の取扱い等をする前にあらかじめ、」と、同条第 2 項中「届出済書の記載事項に変更があつたとき又は届出済書を亡失し、若しくは損傷したときは、記載事項の変更又は損傷があつては当該」とあるのは「前項の届出をする者は、」と、「書換え又は再交付」とあるのは「書換え」とする。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(準備行為)

6 施行日以後に業としてふぐ加工製品の取扱い等をしようとする者(旧条例第 14 条の規定による届出をした者を除く。)は、施行日前においても、新条例第 14 条の規定の例により、同条各号に掲げる事項を知事に届け出ることができる。

7 旧条例第 14 条の規定による届出をした者であつて、施行日以後にふぐ加工製品の調理、加工又は貯蔵をしようとするものは、施行日前においても、ふぐ加工製品販売届出済書を添えて、ふぐ加工製品の調理、加工又は貯蔵をする旨を知事に届け出ることができる。

8 知事は、附則第 6 項又は前項の規定による届出を受理したときは、ふぐ加工製品取扱等届出済書を交付する。この場合において、同項の規定による届出に係るふぐ加工製品取扱等届出済書は、施行日の前日までの間、旧条例第 15 条の規定により交付されたふぐ加工製品販売届出済書とみなす。

9 施行日前に附則第 6 項又は第 7 項の規定によりされた届出は施行日において新条例第 14 条又は附則第 4 項において読み替えて適用する新条例第 16 条第 1 項の規定によりされた届出と、この条例の施行の際現に前項の規定により交付されているふぐ加工製品取扱等届出済書は新条例第 15 条又は附則第 4 項において読み替えて適用する新条例第 16 条第 2 項の規定により交付され、又は書換えを受けたふぐ加工製品取扱等届出済書とみなす。

神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第 103 号

神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例(平成11年神奈川県条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。